

2024年度重要事項説明書

2024年4月1日～



社会福祉法人 檸檬会

由良町立ゆらこども園

LEIMOND CENTERS FOR ECEC

もくじ

1.運営主体.....	2
2.施設の目的・運営方針.....	3
3.由良町保育目標・幼児教育目標.....	4
4.ゆらこども園保育目標.....	6
5.施設の概要.....	6
6.教育・保育を提供する日・時間.....	7
8.職員の職種、員数及び職務の内容.....	8
9.利用負担額.....	8
10.年間行事予定.....	9
11.食事の提供方法、アレルギーへの対応状況.....	9
12.特別の支援を必要とする子どもへの取り組み状況.....	10
13.その他の事業内容について.....	10
14.嘱託内科医.....	10
15.嘱託歯科医.....	10
16.緊急時における対処方法.....	11
17.非常災害対策.....	11
18.相談・要望・苦情窓口.....	11
19.虐待防止のための措置に関する事項.....	12
20.安全に関する事項.....	12
21.利用者に対しての保険の種類.....	12
22.個人情報の取り扱い.....	12
23.勧告等の公表状況.....	12
24.園の1日の流れ.....	13
25.利用にあたっての留意事項.....	13
26.システム等利用制度.....	14
27.利用状況（各年度5月1日時点）.....	14
28.個人情報保護に関する基本方針.....	15
29.園舎平面図.....	16

2024年度由良町立ゆらこども園入園説明 2024.4 (改)

【社会福祉法人檸檬会ビジョン】

カラフルな○△□が、
凹凸ある世界で躍動する、
ソーシャルインクルージョンの実現

1.運営主体

事業者の名称	社会福祉法人檸檬会
事業所の所在地	和歌山県紀の川市古和田240
事業者の連絡先	0736-79-7313
代表者氏名	理事長 前田効多郎

社会福祉法人檸檬会について	<p>わたしたち檸檬会は、乳幼児から大人まで、障がいの有無や性別、国籍を問わない多様な個性が躍動する社会の実現に向け、さまざまな取組みを進めています。</p> <p>「レイモンドほいくえん」や「れもんのこほいくえん」「Kid's&More」など保育施設・学童保育施設では、「なんだろうのその先へ」を合言葉に、子どもが主体的に遊び、学ぶ探究的な保育を進めています。また、障がい者福祉事業にも力を入れ、児童発達支援や就労移行支援、就労継続支援、障がい者グループホーム等の運営も行い、ソーシャルインクルージョンの実現を目指しています。</p> <p>設立：2007年2月</p> <p>職員数：1479人（2023年1月1日現在）</p> <p>運営地域：11都府県 約80施設</p> <p>公式サイト https://www.lemonkai.or.jp/</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・レイモンドチルドレン（保育事業）・れもんのこほいくえん（小規模保育園）・Kid's & More（企業主導型保育園、プリスクール、学童）・レイモンド学童クラブ（放課後児童クラブ）・レモネードキッズ（児童発達支援）、レモネード（相談支援）・LIIMO（就労移行支援）・レイモンドBK、レイモンドマーケット（就労継続支援）・レイモンドハウス（障がい者グループホーム）

ソーシャルインクルージョンヴィレッジ	<p>ソーシャルインクルージョンを実現するために、奈良県三郷町の大学キャンパス跡地で「ソーシャルインクルージョンヴィレッジ」を2023年4月に開村しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レイモンド学園（通信制高校） ・レイモンドカレッジ（生活訓練、就労移行支援） ・レイモンドマネジメント（就労継続支援） <p>ソーシャルインクルージョンヴィレッジでは、さまざまな社会の問題解決に取り組むために、年齢、国籍や性別、そして障がいの有無に関わらず、全ての人が個性を生かして躍動できるボーダーレスなコミュニティを創造します。</p>
--------------------	--

2.施設の目的・運営方針

施設の目的	小学校就学前の乳児及び幼児に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健やかな育成を図り、豊かな人間形成の基礎を培います。 ・地域の保育のニーズに応え、利用者本位を旨とし、また、開かれたこども園をめざし、地域の人々とともに地域児童の育成に貢献します。 ・保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。 ・保育・教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体に行います。 ・子どもの属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、支給認定保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うように努めます。
理念	<p>基本理念</p> <p>私たちは保育を通して3つの心を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人、命を愛する心 ・自然と共に生きる心 ・想像（創造）する心
	<p>方針</p> <p>子ども一人一人の育ちに寄り添い、それぞれの生きる力を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児の育児担当保育 ・大人がさりげなく手を差し伸べる保育 ・基本的生活習慣と生活経験 ・子どもの主体性を大切にしたコーナー保育 <p>さまざまな体験を通して、しなやかな身体と豊かな感性を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然体験、動植物との関わり ・多様な運動遊び ・心搖さぶられる原体験と表現活動 ・美しい保育空間づくり ・文化・伝統の継承 ・子ども発のつながる保育 <p>人との“つながり”、社会との“つながり”を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なコミュニケーション ・社会へつながる遊びの発展 ・あいさつ、礼儀作法、利他の心

保育教育の内容	児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、認定こども園保育・教育要領（内閣府/文部科学省/厚生労働省 平成30年4月施行）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発展に必要な保育・教育を提供します。
---------	--

3.由良町保育目標・幼児教育目標

保育目標

由良町では、『心身ともに健康で、豊かな社会性を有する人材の育成』を保育の目標と定め、保育所保育指針に基づき、次の諸事項を目指して、保育を実施しています。

- 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。
- 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

幼児教育目標

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、『多様な体験や活動を通じて、学校教育への芽 生えを育む』必要から、3歳児から5歳児に対しては次の教育目標を定め、幼児教育に取り組みます。

«健康» 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

«人間関係» 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

«環境» 周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

«言葉» 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

«表現» 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

幼児教育の実施に当たっては、幼稚園教育要領に沿った内容を基本としますが、特に次の事項について重点的に実施します。

幼児教育重点事項

○集団生活の中での体験を通して、ものの良し悪しの判断をする心を養う。

○動植物の世話や、自然とのふれあいの中で、優しさや命を尊ぶ心を養う。

○食育を通じた望ましい食習慣の形成(はしの使い方、好き嫌い等)をする。

○「早寝、早起き、朝ごはん」の健康的な生活リズムを身に付ける。

○数量に関して、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量に関する興味や関心を持つ。

○屋内外での遊び・運動を通して、丈夫な体をつくり、自分以外の人との協調性を養う。

○絵本や物語などの読み聞かせを通して、言語活動の素地づくりをする。

○日常生活の中で、文字を使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関

心をもつようとする。

○感じたこと、考えたことを音や動きなどで表現したり、正しくエンピツを持ち自由に書いたり、作ったりする。

○書き方遊び、英語遊び等を通して、言語活動への興味関心をもたせる。

○特に5歳児にあっては、小学校での学習活動へのスムーズな移行のため、生活の準備、学習の準備をする。

4. ゆらこども園保育目標

★落ち着いた雰囲気の中で情緒の安定を図りながら一人一人の豊かな個性を育み、信頼関係、愛着関係を育てる。

★安全な環境の下で生活や遊びに取り組み、聞く、見る、触れるなどの経験を通して人や周りの者への関心をもつ。

★人との安定的な関わりの中で、基本的生活習慣を身につけ、生活や遊びに必要なルールがあることを知る

★基本的な生活習慣が身に付き積極的に活動する。身体を十分に動かし、色々な動きのある遊びを楽しむ。

★他人の心や立場を気遣う感受性を育みながら身の回りのものに関わろうとする中で、自分の思いや考えを伝え、相手の思いも聞こうとする。

★やりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しを持って自ら健康で安全な生活をし、感じた事や考えたことを自分で表現したり、友だち同士で表現する過程を楽しみ、意欲を高める。

5. 施設の概要

種別	こども園	
名称	由良町立ゆらこども園	
所在地	住所 和歌山県日高郡由良町畠162-3	
連絡先	TEL 0738-65-2050	/ FAX 0738-65-2067
ホームページ	https://www.lemonkai.or.jp/school/kodomo/leimond-kodomoen/	
管理者名	施設長 萩野幸美	
開設年月日	2017年 4月 1日	

利用定員	区分/年齢	0歳児 (ひよこ)	1歳児 (りす)	2歳児 (うさぎ)	3歳児 (ひつじ)	4歳児 (ぱんだ)	5歳児 (きりん)	合計
		1号	—	—	5人	5人	5人	
	2号・3号	6人	12人	24人	26人	26人	26人	135人
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年実施し、facebookで公開しています。							
第三者評価の概要	2021年度評価機関（和歌山県社会福祉協議会）による事業評価の実施、結果の情報公開							
職員への研修実施状況	2023年度内部研修37回、外部研修10回参加							

敷地	全体	4385.01 m ²	園庭	2277.35m ²
建物	構造	鉄骨2階造	延べ面積	1807.66m ²
施設の内容	乳児保育室	1室	調理室	1室
	保育室	9室	調乳室	1室
	トイレ室	5室	遊戯室	1室
設備の種類	プール、冷暖房、			

6.教育・保育を提供する日・時間

	1号認定		2・3号認定
開園時間	(平日) 7:15～19:00		(平日) 7:15～19:00 (土曜) 7:15～19:00
開園日	月曜日から金曜日		月曜日から土曜日
保育・教育を行う時間	平日	<教育標準時間> 9:00～14:00(6時間)	<標準時間> 7:15～19:00 (11時間45分) <短時間> 8:00～16:00 (8時間)
	土曜	休み	上記と同じ
延長保育	平日	14:00～16:00(預かり保育)	<標準時間> 朝： 7:15～8:00 夕： 16:00～19:00 <短時間> なし
	土曜	なし	<標準時間> 朝： 7:15～8:00 夕： 16:00～19:00 <短時間> なし
休園日	土曜日、日曜日、祝祭日 年末年始(12/29～1/3)		日曜日、祝祭日 年末年始(12/29～1/3)
その他	警報発令時、感染症流行時等については園のしおり参照		

*土曜日保育につきましては、原則就労等により当日保育を必要とするご家庭が対象となります。

*乳児保育については生後6か月より保育を行っています。（由良町案内）

7.職員の職種、員数及び職務の内容

2024年4月1日予定

職種		員数	常勤	非常勤
園長	施設運営・管理・危機管理等の統括	1人	1人	
主幹保育教諭	園長の補佐及び教育・保育においての計画立案や子育て支援等への取り組み	1人	1人	
保育教諭	子どもたちへの教育、保育に関する業務	18人	17人	1人
保育補助		2人		2人
調理員	献立に基づく調理業務	3人	3人	
用務員		1人		1人
計		26人	22人	4人

*国ならびに和歌山県の基準を満たしております。

8.利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始について	<p>(1号認定)</p> <ul style="list-style-type: none">当園に入園決定した保護者に対し、園則の概要などの重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た後に提供を開始します。法に基づく支給認定区分が教育標準時間（1号認定）において、当園の利用定員を上回る申し込みがあった場合には、町が決定するものとします。 <p>(2、3号認定)</p> <ul style="list-style-type: none">町が行う利用調整に基づき、当園に入園決定し、支給認定を受けた保護者に対し、園則の概要などの重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た後に提供を開始します。
利用決定	<ul style="list-style-type: none">利用契約書の締結による
利用の終了について	<ul style="list-style-type: none">卒園を含め、1号、2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき保護者から退園の申し出があったとき利用継続が不可能であると由良町が認めたとき由良町外に転出のとき（2、3号）その他、利用継続の重大な支障または困難が生じたとき
利用にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none">教育、保育の提供の終了時に際しては、小学校又は教育・保育施設等への円滑な接続 のため、関係機関との密接な連携を行います。利用料等の支払いが滞り、督促にも応じられない場合は、本項（6）利用の終了に関する「その他」の要件に該当する場合があります。

9.利用負担額

由良町契約に基づきます。

10.年間行事予定

4月	★入園式	進級式
----	------	-----

5月	内科検診、 尿検査、 家族の日
6月	歯科検診、 ★保育参観（年齢別）
7月	プール遊び、 水遊び、 午後の休息（4.5歳児）、 七夕、 防犯訓練 夏祭り
8月	プール遊び、 水遊び、 午後の休息（4.5歳児）、 きりん組の日（年長児）
9月	★引き渡し訓練
10月	★リアン（Body）乳児の・幼児の部 内科健診
11月	秋の遠足、 ★ゆらギャラリー
12月	クリスマス会、 もちつき、 大掃除
1月	鏡開き、 正月遊び、 1.17から学ぶ会（4.5歳児）
2月	節分、 ★リアン（Life）乳児の部・幼児の部
3月	ひなまつり、 おわかれ会、 お別れ遠足、 ★卒園式
毎月	防災訓練、 身体計測 体育の時間（4.5歳児） 絵本の時間（年齢別）
随時	誕生日のお祝い、 個別懇談

★…保護者が参加していただく行事です。

11.食事の提供方法、アレルギーへの対応状況

食事の提供方法	自園調理		
提供時間	午前の補食	昼食	午後の補食
	0歳児（3号）	子どもの姿にあわせての提供	
	1,2歳児（3号）	9時頃	14時30分～15時 (順次)
	3,4,5歳児（2号）	10時45～12時30分 (順次)	なし
離乳食への対応	0歳児に関しては、離乳食進度確認表を各自作成し、成長発達にあわせた提供を行っています。		
アレルギー等への対応	医師の診断のもと、保護者の方と相談の上、除去等の対応をさせて頂きます。場合により対応しかねる場合もあります。1年に1回以上、保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の再提出等をお願いいたします。		
衛生管理等	集団給食施設届出を御坊保健所へ提出をしています。 大量調理施設マニュアル・HACCPの基準に沿って衛生管理基準の作成を行っています。 安全衛生推進者を設置しています。 毎年の保健所立入調査、毎月の専門業者による立ち入り検査を行っています。 全職員の検便検査を毎月行っています。		

12.特別の支援を必要とする子どもへの取り組み状況

一人一人の発達過程をふまえ、適切な環境の下、その状況に応じた保育を実施します。
すべての子どもが共に育ちあえるような環境づくりを行います。

13. その他の事業内容について

健康診断	・内科検診（ 2回/年 ） ・歯科健診、尿検査 （ 1回/年 ） ・身体計測 （ 每月 ）		
外部講師による活動	活動名	開講日	対象
	体育の時間	月1回	4, 5歳児
	体育の時間	3月	3歳児
	絵本の時間	月1回	年齢順
地域子育て支援（事業）	子育て相談、随時受け付けています（電話対応可）		

14.嘱託内科医

医療機関の名称	竹内医院
医院長名	竹内伸也
所在地	由良町里274-1
電話番号	0738-65-0075

15.嘱託歯科医

医療機関の名称	平林歯科医院
医院長名	平林正樹
所在地	由良町里222-1
電話番号	0738-65-1439

16.緊急時における対応方法

緊急時及び非常災害時における子どもの安全確保を図るため、危機管理マニュアルを作成し、必要な対策や訓練などを積極的に行います。

また、保育の提供中、子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	日高広域消防署
所在地	日高郡日高町萩原930-1
電話番号	0738-63-1119

【管轄する警察署】

警察署名	御坊警察署
所在地	御坊市湯川町財部237-1
電話番号	0738-23-0110

17.非常災害対策

防火管理者	園長 萩野幸美	
消防計画届出年月日	2018年4月1日	
避難訓練	<ul style="list-style-type: none">・防火管理者のもと、非常の場合に備えて適切な訓練を行います。・避難訓練、消火訓練（1回/月）・災害時想定避難訓練、引き渡し訓練（1回/年）	
防犯訓練	<ul style="list-style-type: none">・警察署との連携による防犯訓練（1回/年）	
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防犯カメラ	
避難場所	第一避難場所	園庭・園舎
	第二避難場所	園隣接駐車場
	最終避難場所	園隣接駐車場
緊急の連絡手段	kids + familyによる緊急発信、及び緊急連絡先への電話連絡、HPでの情報提供	

18.相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭	松原淳子
相談・苦情解決責任者	園長	萩野幸美
第三者委員	内科医	(名前)竹内伸也 (電話) 0738-65-0075
	民生委員	(名前) 小谷かおり (電話) 0738-65-0009

【要望・苦情への対応方法】

要望、苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置します。
苦情を受け付けた際には、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行います。
苦情内容及び対応、改善策について記録を行います。

19.虐待防止のための措置に関する事項

子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
<具体的取り組み>虐待防止マニュアル作成・運用

20.安全に関する事項

子どもの安全安心を確保するための安全対策強化対策を実施しています。
<具体的取り組み>危機管理マニュアル・バス利用時マニュアル作成・運用
遊具の点検等の定期安全点検の実施

21.利用者に対しての保険の種類

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター（町加入）
保険の内容	園での怪我等
保険金額	医療に基づく

22.個人情報の取り扱い

個人情報保護に関する基本方針に基づく（P.15参照）

23.勧告等の公表状況

該当はありません

24.園の1日の流れ

0～2歳児	3～5歳児
	《長時間児》 《短時間児》
7：15 早朝保育	7：15 早朝保育
8：00 登園	8：00 登園
9：00～ 午前補食 好きな遊び 外遊び 散歩など	9：00 登園 好きな遊び、コーナー遊び 戸外遊び、散歩など
10：40～ 給食 (順次)	11：30～ 給食
12：30 午睡 (順次)	13：00 午睡
14：30～ おやつ	14：30 おやつ
16：00 降園 延長保育	16：00 降園 延長保育
19：00 閉園	19：00 閉園

25.利用にあたっての留意事項

送迎について	<ul style="list-style-type: none"> 原則、保護者の方、成人的方に限ります。 お迎えが遅れる場合は電話連絡を下さい。 	
欠席/遅れる場合	電話連絡の場合	<p>当日の午前9時までにお願いします。</p> <p>9時を過ぎて連絡がなく未登園の場合は園から連絡します。</p>
	kids + familyによる連絡の場合	(電話での連絡をお願いします)
給食について	<ul style="list-style-type: none"> 午前9時をすぎての連絡なしの登園の場合、給食が用意できない場合があります。 連絡を頂いた場合でも、午後12時00分以降の取り置きはできません。 	
連絡先について	<ul style="list-style-type: none"> 家庭事情の変更はすぐにお知らせ下さい。 (転居、転職、家族構成・連絡先の変更等) 	
健康について	<ul style="list-style-type: none"> 発熱や下痢・嘔吐など体調の変化があった場合、緊急連絡先に連絡をします。 病児保育は行っていません。登園前に必ず体温を測り、健康状態等の確認を行って下さい。 予防接種を受けた後は容体が急変することもあるため、できるだけご家庭で安静に過ごすことをお勧めします。 感染症に罹患した場合は、登園停止期間を経過してから医師による意見書又は登園届けを持参し登園してください。 	
与薬について	<ul style="list-style-type: none"> 医療行為に当たるため原則として行いません。主治医に相談し、1日2回朝夕の処方に変更してもらうなどのご協力をお願いします。ただし、どうしても必要な場合医師の処方を受けた薬に限り医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合には個別相談させて頂きます。 食物アレルギーなどの緊急時に備えた処方薬、熱性けいれん予防薬、けいれん重積状態を止める処方薬については承りますのでご相談ください。 気管支拡張テープを貼って登園する場合は、気管支拡張テープに名前の記入をお願いします。また、依頼書は職員室にありますので、お声かけください。 	
土曜日保育について (2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> 原則就労等により当日保育を必要とするご家庭が対象となります。利用ごとの申込みが必要です。必要書類に必要事項を記入し、前月20日までにお申し込みください。 	
延長保育について	<ul style="list-style-type: none"> 原則就労等により当日保育を必要とするご家庭が対象となります。 必要とされる方は「延長保育の申込書」の提出が必要です。 	

写真・動画等の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活の写真撮影や販売等は保護者に同意を得て行っています。保護者の皆さんにおかれましても、以下内容を十分ご理解の上、個人情報保護に努めて下さい。 ・購入した写真、SNSで発信されている写真や動画、kids + familyにて配信された園からの配信物に掲載されている写真等は、閲覧以外の目的での使用を禁止とします。 ・園行事の際や、園舎内において家庭用カメラ/携帯等で保護者の皆様が撮影された、お子さん以外の子どもが映っている写真や動画をインスタグラムやブログ等インターネットへ掲載することを禁止とします。（ご家族で楽しむための撮影は可）
-----------------	--

26.システム等利用制度

●kids + family

登降園時間の登録やお知らせの送受信などのため、「株式会社kids plus」の保育システムを導入しています。別途ご案内します「ご利用マニュアル」をご一読の上、「kids + family」アプリのダウンロード・個人ページのご登録をお願い致します。また、アプリは定期的にアップデート（更新）されています。快適・正常にご利用いただくために、アプリのバージョンは最新にアップデートしてご利用ください。

27.利用状況（各年度5月1日時点）

	2023年度	2022年度	2021年度
0歳児	1人	3人	5人
1歳児	11人	17人	11人
2歳児	24人	13人	16人

	2023年度	2022年度	2021年度
3歳児	17人	14人	25人
4歳児	15人	26人	23人
5歳児	26人	21人	21人

登園における保育の提供にあたり、説明すべき重要事項の内容は以上となります。

28.個人情報保護に関する基本方針

(基本方針)

- 社会福祉法人檜櫟会由良町立ゆらこども園（以下、法人と保育園を総称して「本園」と記す）は、園児・保護者・職員等に関わる個人情報について、その個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために自主的なルール及び体制を確立するとともに、個人情報保護に関する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報の保護に努めます。

(個人情報の取得)

- 本園はあらかじめ利用目的、共同利用者の範囲、問い合わせ窓口等の必要な情報を明示した上で、ご本人（お子様の場合には保護者、以下同様）の同意を得て、適正かつ適法な方法で個人情報を取得するように努めます。

(個人情報の利用)

3. 個人情報の利用目的をできる限り特定し、以下の場合を除き本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- (1) 本人の了解を得た場合
- (2) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- (3) 法令等により提供を要求された場合

4. 法令等の規定に基づく場合を除いては、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供いたしません。

(個人情報の安全管理)

- 5. 個人情報を正確かつ最新な状態に保つとともに、不正なアクセス、漏洩、紛失、改ざん、毀損などを防止するために、現時点での技術水準にあわせた必要かつ適切な安全措置を講じます。
- 6. 利用目的を失した個人情報については法令に定めるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示要求への対応)

- 7. 個人情報について本人から開示、訂正、追加、消去または利用停止の申し出があった場合には、ご本人であることを確認した上で、法令の規定に基づき、すみやかに対応します。

(個人情報の非開示の範囲)

- 8. 前項については、当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

(苦情への対応)

- 9. 個人情報の取り扱いに関する苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ適切にその解決に取り組むものとします。

(個人情報保護体制の継続的改善)

- 10. 預託された個人情報を適切に扱うために、内部体制を整え、規定の整備、職員等の教育等を通じて、ポリシーの遵守に努めるとともに、個人情報保護体制の継続的強化・改善にも努めます。

(個人情報保護に関する窓口)

- 11. 当園が保有する個人情報に関するご質問、お問い合わせ、開示等については下記窓口にてお受けいたします。

社会福祉法人 檜櫻会 由良町立ゆらこども園

29.園舎平面図



